別記様式（第70条第２項関係）

※受　理　日	年　月　日
※整 理 番 号	
※結　　果	
※決定通知日	年　月　日

権利利益の保護に係る請求書

年　　月　　日

環境大臣　殿

請求者
住　所（ふりがな）　〒
氏　名（ふりがな）
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
法人番号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第39条第１項の規定により、同法第38条第１項の規定による報告に係る事項に代えて、同法第39条第１項で定める方法により算定した割合をもって同法第40条の規定による公表を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する産業廃棄物の種類、処分の方法、処分を行った数量及び再資源化を実施した数量その他再資源化の実施状況に関する事項	
（産業廃棄物の種類/処分の方法）	/ /
（処分を行った産業廃棄物の数量）	
（再資源化を実施した産業廃棄物の数量）	
（その他再資源化の実施状況に関する事項）	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	

備考　１　※の欄には、記載しないこと。
２　本様式は、請求に係る産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
３　権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

法規的告示

○消防庁告示第十号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十二日　　消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一　通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあっては、いずれか短い距離） 二　異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあっては、いずれか短い距離） 第五　固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあっては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温	第三　離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一　通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 二　異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあっては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 第五　固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあっては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温